

2022年3月30日

株 主 各 位

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地

**日東精工株式会社**

代表取締役社長 材 木 正 己

## 第116期 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第116期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第116期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告および連結計算書類の内容ならびに連結計算書類監査結果を報告いたしました。
  2. 第116期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、以下のとおりとなりました。

1. 剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 1,000,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
2. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭
  - (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金8円50銭 総額316,057,141円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月31日  
なお、昨年9月に1株につき7円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき16円となります。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(変更内容は、後記の「定款新旧対照表」をご参照ください。)

**第3号議案** 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり、材木正己、荒賀 誠、上嶋伸宏、山添重博、松本真一、塩見満、平尾一之および勝見九重の8氏が再選され、新たに浅井基樹氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、四方浩人氏が選任されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長 材 木 正 己

代 表 取 締 役 荒 賀 誠

以 上

---

**第116期期末配当金のお支払いについて**

本総会の決議に基づき、第116期期末配当金（1株につき8円50銭）を同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所、または郵便局において、払渡期間内（2022年3月31日から2022年4月28日まで）にお受け取りください。

なお、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認ください。

以 上

# 定款新旧対照表

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">( 新設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新設 )</p>	<p style="text-align: center;">( 削除 )</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上